

相模原市消防局からのお知らせ

令和5年4月1日から神奈川県が
行っていた液化石油ガス法に基づく
事務・権限が、**相模原市**に移譲されます！

これに伴い、相模原市内の液化石油ガス法に関する届出等の窓口が、神奈川県県央地域県政総合センターから、**相模原市消防局**に変更となる場合があります。

変更対象事業所につきましては、2ページ目をご覧ください。

主なお知らせ

- 1 申請に必要な手数料は、**納付書**でのお支払いとなります。(詳細は3ページ目をご覧ください。)
- 2 相模原市内にある液化石油ガス販売店の皆様におきましては、令和5年4月1日以降、LP保安セミナーを相模原市消防局で実施します。
- 3 令和5年4月1日までに相模原市ホームページに液化石油ガス法に関する項目を追加し、申請書のダウンロード等を行えるようにします。
- 4 液化石油ガス販売事業報告書については、令和5年3月頃相模原市消防局から送付させていただきます。



窓口が変更になる液化石油ガス事業者等

相模原市内にのみ販売所を設置する事業者

相模原市内のみの販売所から保安業務を受託する保安機関

相模原市内の特定液化石油ガス設備工事事業者

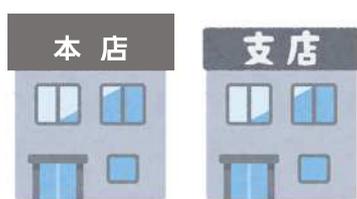
相模原市内の事業所にある液化石油ガス法で許可を受けた充てん設備
(バルクローリ)を所有する事業者

相模原市内の指定の施設又は建築物(1)に係る液化石油ガス設備工
事(2)をする設備工事業者

相模原市内に特定供給設備(3)を新たに設置する又は現在設置して
いる販売業者

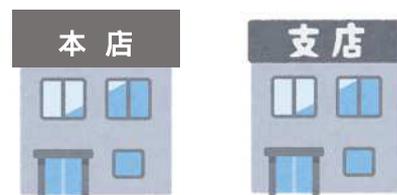
- 1 学校、病院、興行場など多人数が出入り又は居住する建築物
(規則第86条)
- 2 貯蔵能力500kg以上かつ特定供給設備を除く貯蔵設備の設置工事
又は変更工事
- 3 貯蔵能力3000kg以上の容器又は貯蔵能力1000kg以上の貯槽を
含む貯蔵設備

(例) 販売事業者の場合



全て相模原市内

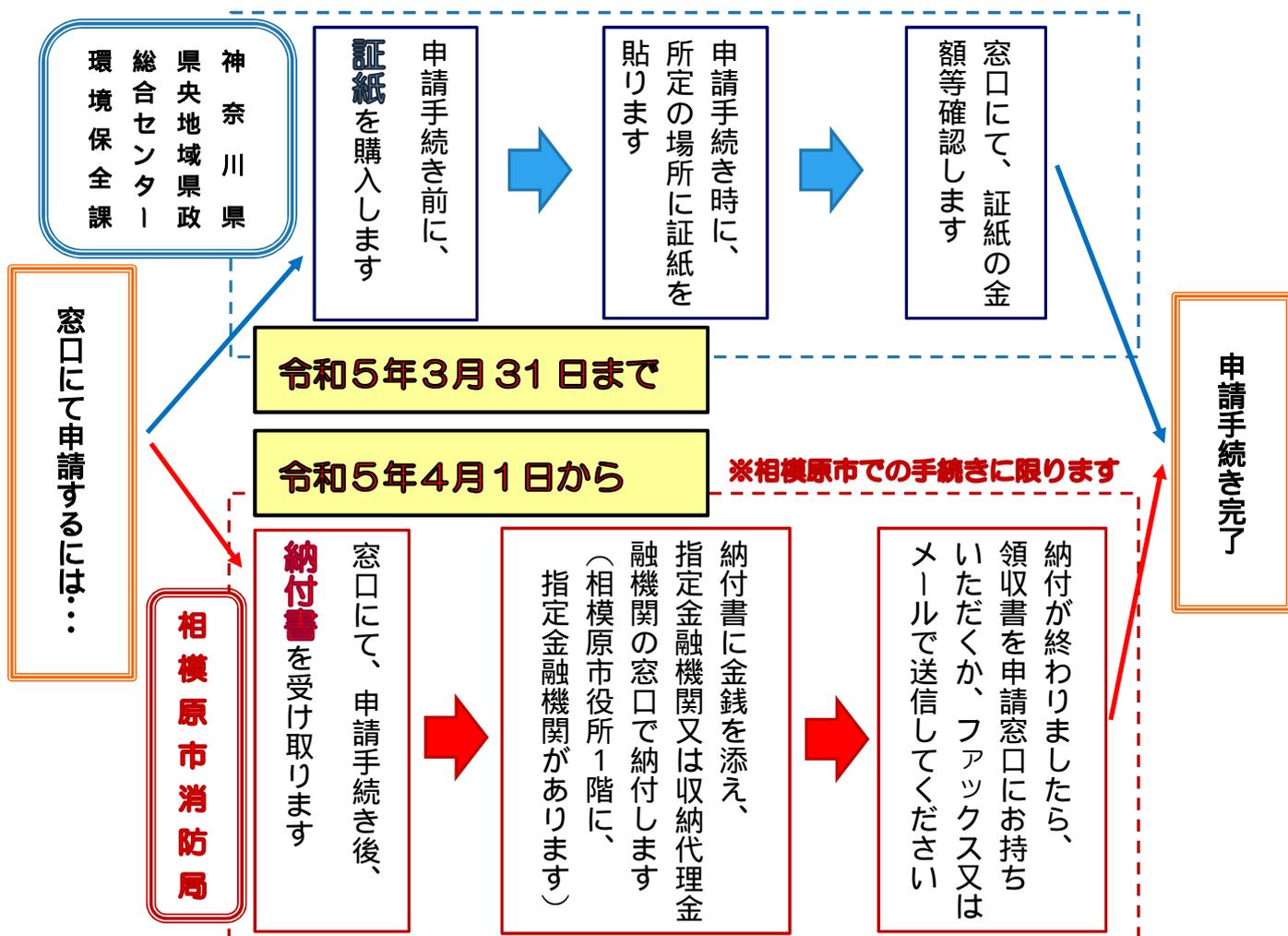
窓口が相模原市に変わる



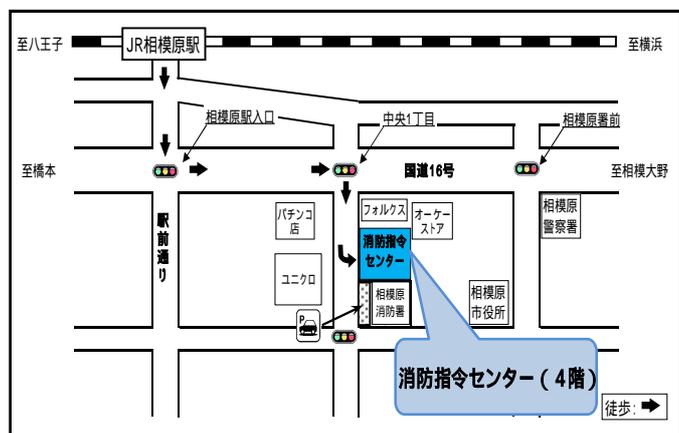
厚木市 相模原市

窓口は現行どおり神奈川県

納付書でのお支払い方法



相模原市消防局のご案内



相模原市消防局消防部危険物保安課

- ・住所 〒252-0239
相模原市中央区中央2-2-15
消防指令センター4階
- ・電話:042-751-9137
- ・FAX:042-786-2472
- ・受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）
8:30～17:15